

令和4年第3回定例会
赤井川村議会会議録
第1日（令和4年9月13日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））
- 第 5 議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第5号））
- 第 6 議案第51号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 7 議案第52号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について
- 第 8 議案第53号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）
- 第 9 議案第54号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第55号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）
全員で構成する予算特別委員会の設置
- 第11 認定第 1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 認定第 2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 認定第 3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 認定第 4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第 5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第 6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
全員で構成する決算特別委員会の設置
- 第19 一般質問

◎出席議員（7名）

1番 連 茂 君 2番 曾 根 敏 明 君

4番 能登 ゆう 君
6番 川人 孝則 君
8番 岩井 英明 君

5番 湯澤 幸敏 君
7番 山口 芳之 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君							
副	村	大	石	和朗	君						
会	計	管	理	者	谷	早	苗	君			
総	務	課	長	高	松	重	和	君			
住	民	課	長	瀬	戸	雅	哉	君			
保	健	福	祉	課	長	神	信	弘	君		
産	業	課	長	秋	元	千	春	君			
建	設	課	長	今	城	豪	君				
教	育	長	根	井	朗	夫	君				
教	育	委	員	会	次	長	藤	田	俊	幸	君

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書	記	伊	藤	秋	恵	君		

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

- 議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は7名です。
定足数に達しておりますので、令和4年第3回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

- 議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。
今期定例会に提出されました案件は、議案7件、認定6件、同意案2件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番、川人孝則君及び7番、山口芳之君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から9月14日までの2日間と決定いたしました。
なお、会期中の会議予定につきましては、先ほど配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和4年6月分から令和4年8月分の例月出納検査結果報告書及び8月30日実施の定例監査結果報告書の提出がありましたので、2ページから5ページとして配付いたしております。
続きまして、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。
村長より報告を求めます。
村長。
○村長（馬場 希君） それでは、3件行政報告させていただきます。

まずは、1ページ目から9ページ目の1ページ目をお開きください。赤井川村の資産と負債という表題で、令和3年度普通会計バランスシートについてでございます。下段のほうを読み上げます。財務書類から分かること、令和4年3月31日現在で赤井川村の総資産は118億円となり、負債は26億円、その差である純資産は約92億円ですということで、2ページ以降9ページまでにそれぞれ貸借対照表と説明も含めて記載されてございますので、後ほどご一読いただければなというふうに思います。

続きまして、地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、10ページ目をお開きください。10ページ目、地方公共団体の財政の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてということで、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成19年6月22日に公布され、地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに公営企業に係る特別会計の資金不足比率（以下「資金不足比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされております。令和3年度分の健全化判断比率及び資金不足比率の算定を行った結果を監査委員の意見とともに別紙のとおり報告いたしますということで、監査意見については決算書類のほうに添付してございますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

11ページ目、上段が健全化判断比率でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率については、それぞれ黒字等により算定されないということで数字が入っておりません。実質公債費比率については6.3%、中段が早期健全化比率、下段が財政再建基準ということで、赤井川村については6.3%という状況になってございます。

下段の資金不足比率につきましては、各会計の資金不足比率は資金剰余が黒字であることから算定されないということになってございますので、ご報告させていただきます。

3点目、最後になります。令和4年6月1日以降、工事等の発注状況についてでございます。12ページ目になります。6月6日の赤井川村C I O補佐業務から8月23日の落合ダム通信制御設備点検業務までの22件について発注済みとなっており、既に工期も終了しているという部分もございますので、後ほどご確認いただければなというふうに思います。

以上、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） 続きまして、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） それでは、改めましておはようございます。私のほうから教育行政報告を2点させていただきます。

1点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書についてであります。このことについては、国の法律によりまして点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成、議会へ報告することとされております。つきましては、令和3年度における事

務事業の執行状況についてお手元に配付させていただいております報告書のとおりとなっておりますので、ご報告申し上げます。なお、社会教育事業についてであります。一昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響から実施できなかったものも少なくありませんが、今後に向けての評価はさせていただいております。今後とも教育委員会の事務事業につきましては内外部からの点検、評価をいただきながら、より効果的な事務事業の推進に努めてまいりますので、引き続きよろしくお願いたします。

2点目は、今後の教育委員会所管の事業等についての状況をお知らせいたします。口頭説明となります。今お話ししましたとおり、昨年度については新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を大きく受けてきたところでしたが、今年度についてはこれまで多くの事業について何とか実施できてきたところでもあります。ただ、感染拡大の勢いも依然として強くもありまして、事業内容によっては影響を受けたもの、また今後受けることが予想されるものもございます。大きな事業として国際交流事業がございしますが、このことについて今年の実施については難しい状況が続く、皆さんにご理解願ってきたところですが、新しい情報が入りましたので、お知らせいたします。先週末ですが、オーストラリアの入国、国内旅行制限が解除されたことから、来年に向けての受入れ準備が可能になったとの連絡をストラスマア校から受けたところです。また、教育大学留学生との交流事業についても日本の海外留学生受入れ態勢が緩和されてきており、今年度後半以降から正常の受入れ態勢になる見込みであり、したがって状況を見ながら次年度実施が検討できる状況になってきているということになっております。他の事業については、コロナとの関連で申しますと、子供の感染対策、そういう管理が難しいと判断されたプールで遊ぶデーは今年中止しましたけれども、3年越しのウポイ見学が実施できるなど、おおむね実施できてございます。今後については、感染の推移を見ながらとなりますけれども、密を避けるなど感染拡大に留意しながら実施していく計画であります。また、学校教育の状況についてご心配をおかけしているところかと思いますが、先日発表された全国学力・学習状況調査においては全ての校種、全ての教科において全国平均を超えるとともに、中学校においては目標としてきた秋田県の結果を全ての教科で大きく超えるなど、こちらについては着実に成果が出ている状況となっておりますので、ご報告申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 議案第49号及び日程第5 議案第50号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

この際、日程第4、議案第49号から日程第5、議案第50号までを一括議題といたしたいと

思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第4、議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第4号))及び日程第5、議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて(令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第5号))を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長(大石和朗君) それでは、上程をいただきました議案第49号から議案第50号の説明をさせていただきますと思います。

議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、公共施設整備基金繰入金の新規計上並びに赤井川小学校における埋設給油管布設替えに伴う修繕費、工事費の新規計上及び保養センターにおける修繕費の増額のためでございます。

次のページをおめくりいただきしたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年6月27日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書(第4号)の1ページ目をおめくりいただきしたいと思います。令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第4号)。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億697万2,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月27日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をおめくりいただきしたいと思います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、18款繰入金、既定額に1,100万円を追加し、1億5,890万円に、これは2項の基金繰入金を増です。

歳入合計、既定額に1,100万円を追加し、27億697万2,000円となります。

次に、3ページ目を御覧いただきしたいと思います。歳出、6款商工費、既定額に50万円を追加し、1億2,112万5,000円に。

9款教育費、既定額に1,100万円を追加し、2億1,220万2,000円に、これは2項の小学校

費の増でございます。

11款予備費、既定額から50万円を減じ、927万1,000円に。

歳出合計としては、歳入と同額の既定額に1,100万円を追加し、27億697万2,000円となります。

次に、6ページ目を御覧いただきたいと思います。2、歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、6目公共施設整備基金繰入金、既定額に1,100万円を新規計上するものでございます。内訳は、歳出の赤井川小学校修繕費及び工事請負費の財源とするものでございます。

次に、7ページに移ります。3、歳出、6款商工費、1項商工費、4目保養センター費、既定額に50万円を追加し、1,506万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、保養センター修繕費の増額によるもので、保養センターにおいてはこれまで送湯ポンプ、お湯を送るポンプです、や玄関扉の修繕を行っておりますが、今後も修繕が見込まれることによる増額でございます。

続いて、8ページです。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に1,100万円を追加し、3,445万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、赤井川小学校埋設給油管の破損による修繕費及び工事請負費を新規計上するものでございます。状況につきましては、別添に写真をつけておりますが、そちらを御覧いただければと思います。この状況につきましては、先日水質検査を行い、問題がないことが確認されましたので、近日中にこちらの工事に関しては完了する予定となっております。

続いて、9ページに移ります。11款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から50万円を減じ、927万1,000円にしようとするものでございます。

以上でございますが、今回の専決処分につきましては6月補正後に保養センターと赤井川小学校で修繕及び工事等が必要になったことによる増額でございます。ご審議いただき、ご承認いただくようお願いを申し上げます。

続いて、議案第50号に移りたいと思います。議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて。

次の事項について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

理由といたしましては、落合線道路災害復旧工事費の新規計上によるものでございます。次のページをおめくりいただきたいと思います。専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年8月26日、赤井川村長。

それでは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書(第5号)の1ページ目をおめくりいただきたいと思います。令和4年度赤井川村一般会計補正予算(第5号)。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正、第1条、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補

正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

令和4年8月26日専決、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。第1表、歳出予算補正、歳出、10款災害復旧費369万6,000円を新規計上。

12款予備費、既定額から369万6,000円を減じ、557万5,000円に。

歳出合計は、補正前の額と同額の27億697万2,000円になります。

次に、4ページ目です。2、歳出、10款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目道路河川災害復旧費369万6,000円を新規計上、内訳につきましては本年8月17日の大雨により別添写真のとおり落合ダムから親水広場に向かう村道落合線に土砂が流出し、村道約30メートルを塞いだために通行ができなくなったことによる復旧工事を行うための予算計上でございます。工事につきましては、既に発注を終えており、工期は10月20日までとなっておりますが、9月20日からは車両の通行ができる見込みとなっております。

続いて、5ページに移ります。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から369万6,000円を減じ、557万5,000円にしようとするものでございます。

以上でございますので、ご審議いただき、ご承認いただきますようお願いを申し上げます。
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第49号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第4号））は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第5号））を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第50号は、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第50号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第5号））は、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 議案第51号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、議案第51号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第51号についてご説明いたします。

なお、条例改正案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第51号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、国家公務員制度における育児休業の取得要件の緩和等に伴い、この条例を改正しようとするものであります。

議案の11ページをお開きください。今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、総務省から示される条例例に沿って条例改正を行っております。

第2条第3号の改正は、非常勤職員の子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の取得要件の緩和規定を整備及び1歳を超える子の育児休業の取得要件を確認しない場合の要件を整備するものです。法改正前は、子が1歳6か月に達する日以降に非常勤職員として任用されている可能性がある場合に育児休業が取得可能でしたが、改正後は子の出生の日から57日間の期間の末日から6か月を経過する日までに非常勤職員として任用される可能性がある場合に育児休業が取得可能となり、非常勤職員における育児休業取得要件の緩和が図られることとなります。

第2条の3第3号及び第2条の4の改正については、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を1歳6か月到達日または2歳到達日とする場合の要件について、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備するもので、非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化が図られるものとなります。

次に、第3条第5号の改正は、再度の育児休業取得に係る特別の事情から育児休業等計画書による申出規定を削除するもの。

同条第8号の改正は、再度の育児休業取得に係る特別な事情に関し、任期を定めて採用さ

れた職員について任期の更新等があった場合の規定を整備するもので、育児休業の取得回数緩和が図られるものです。

次のページへ移ります。第3条の2の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間を規定するもの。

第11条第6号の改正は、育児休業等計画書の削除に伴い、育児短時間勤務計画書の規定を新たに設けるものです。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

4番、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 職員さんの育児休業の取得状況について、ここ何年かの分でもよいので、実績等教えていただければと思います。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 今のご質問についてお答えいたします。

ここ最近5年、6年ぐらいの過去ということでご紹介をさせていただきますけれども、女性職員2名が育児休業を取得しております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 国を挙げて育児休業の取得を支援していこうという流れの中で、男性の取得についてもどんどん進めていきますよという世の中の動きがありますが、その辺について赤井川の役場としてはどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） その点につきましては、今般の育児休業の法改正の趣旨にのっとして対応してまいりたいというふうに考えてはおります。ただ、現状男性の育児休業の取得の申出というものはございません。ただ、その分、配偶者の出産休暇という特別休暇制度がありまして、そこにつきましては100%の取得、あわせて子が小学校に就学するまでの間に子の看護休暇というものがございまして、その部分についても男性職員も取得をしておりますし、その点職場の取得の奨励というのでしょうか、そのようなこともさせていただいております。

以上です。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 職員さんの人数も限られる職場ですので、申出がしにくいとか、一人仕事も多い職場だと思っておりますので、自分が抜けてしまうとどうしよう、そういうことを考えてなかなか申出しにくい、そのような状況がないか、どうでしょうか。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） 確かに今ご発言いただいたように、少ない職員数で村政の一部を我々行政職員として担っているという部分は事実としてあると思いますけれども、その点につきましてはそこの職員の家族のライフバランスといいますか、共働きであったりとか、家族の状況に応じて申出があれば適切に対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（岩井英明君） ほかに質疑ありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第51号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第51号 赤井川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第52号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、議案第52号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（高松重和君） ただいま上程いただきました議案第52号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第52号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

条例改正の理由としましては、公職選挙法施行令の一部改正に伴う選挙運動の公費負担上限額を変更するため、この条例を改正しようとするものであります。

議案5ページ目をお開きください。本条例については、議会議員選挙及び村長選挙の選挙運動用自動車、ビラ作成、ポスター作成に関する公費負担の上限額を公職選挙法の規定により条例で定めており、その上限額を改正する内容となっております。

第4条第2号ア及び同号イの改正は、候補者が使用する選挙運動用自動車の公費負担上限額の改正で、借入契約代の1日の公費負担額の上限を1万5,800円から1万6,100円に、燃料代の1日の公費負担額の上限を7,560円から7,700円に改正するものです。

第8条の改正は、選挙運動用ビラの1枚当たりの公費負担額の上限額の改正で、1枚当たり7円51銭を7円73銭に改正するものです。

第11条の改正は、選挙運動用ポスターの1枚当たりの公費負担額の上限額を定める基準単価を525円6銭から541円31銭に改正するものです。この基準単価の改正により、ポスター掲示場設置数、現行16か所でございますが、16か所の場合における選挙運動用ポスター1枚当たりの公費負担上限額は現行の3,651円から3,667円へと改正されることとなります。

終わりになりますが、この条例の施行期日ですが、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用されることを申し上げ、ご説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第52号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第52号 赤井川村議会議員及び赤井川村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第53号ないし日程第10 議案第55号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第53号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

この際、日程第8、議案第53号から日程第10、議案第55号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第53号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）、日程第9、議案第54号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第10、議案第55号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、上程いただいた3件について説明をさせていただきます。

まずは、令和4年度赤井川村一般会計補正予算書（第6号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第53号 令和4年度赤井川村一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度赤井川村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,611万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,308万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正の歳入でございます。9款地方特例交付金、既定額から77万4,000円を減じて35万6,000円に、1項の地方特例交付金の減額です。

10款地方交付税、既定額に7,542万7,000円を追加し、11億1,542万7,000円に、1項の地方交付税の増額です。

14款国庫支出金、既定額に75万3,000円を追加し、3億8,119万2,000円に、1項国庫負担金で17万4,000円の増額、2項国庫補助金で57万9,000円の増でございます。

15款道支出金、既定額に122万1,000円を増額し、6,777万1,000円に、1項の道負担金で12万円の増、2項道補助金で110万1,000円の増でございます。

18款繰入金、既定額から6,967万9,000円を減じ、8,922万1,000円に、2項の基金繰入金の

減額でございます。

19款繰越金、既定額に1億354万3,000円を追加し、1億3,354万3,000円に、1項繰越金の増でございます。

20款諸収入、既定額に777万円を増額し、7,100万1,000円に、4項雑入の増額でございます。

21款村債、既定額から214万5,000円を減じ、1億3,165万5,000円に、1項の村債の減でございます。

歳入合計、既定額に1億1,611万6,000円を増額し、28億2,308万8,000円にしようとするものでございます。

3ページをお開きください。歳出、2款総務費、既定額に8,090万7,000円を追加し、8億5,294万円に、1項の総務管理費で7,264万5,000円の増、3項戸籍住民基本台帳費で826万2,000円の増でございます。

3款民生費、既定額に153万1,000円を増額し、3億7,727万6,000円に、1項社会福祉費で134万8,000円の増、2項児童福祉費で18万3,000円の増でございます。

4款衛生費、既定額に468万4,000円を増額し、2億6,939万9,000円に、1項保健衛生費の増でございます。

5款農林水産業費、既定額に232万7,000円を増額し、1億6,488万9,000円に、1項農業費で230万4,000円の増、2項の林業費で2万3,000円の増でございます。

6款商工費、既定額に691万4,000円を増額し、1億2,803万9,000円に、1項商工費の増でございます。

7款土木費、既定額に1,318万8,000円を増額し、3億5,113万4,000円に、1項の土木管理費で5万5,000円の減、2項道路橋梁費で918万3,000円の増、3項河川費で49万6,000円の増、4項住宅費で356万4,000円を増でございます。

8款消防費、既定額に16万3,000円を増額し、1億5,854万5,000円に、次ページをお開きください。1項消防費の増でございます。

9款教育費、既定額に552万1,000円を増額し、2億1,772万3,000円に、2項の小学校費で436万1,000円の増、3項中学校費で113万1,000円の増、5項保健体育費で2万9,000円の増でございます。

12款予備費、既定額に88万1,000円を追加し、645万6,000円にしようとするものでございます。

歳出合計、歳入同額で既定額に1億1,611万6,000円を増額し、28億2,308万8,000円にしようとするものでございます。

続いて、5ページ、第2表、地方債補正でございます。これにつきましては、補正前の起債方法、利率、償還の方法について補正後についても変更がございませんので、限度額についてのみ変更箇所を説明させていただきます。まず、過疎対策事業債につきましては、富田線道路改良工事で補正前が680万円、補正後については130万円を増額し、810万円に。その

下段、橋梁長寿命化事業、補正前が2,170万円、補正後は80万円増額し、2,250万円に。1つ飛んで、水利施設等保全高度化事業、補正前が390万円、補正後は20万円を増額し、410万円に。過疎債計、補正前が9,290万円に対して、補正後は230万円増加の9,520万円にしようとするものでございます。続いて下段、臨時財政対策債につきましては、補正前は1,800万円、補正後は444万5,000円を減じ、1,355万5,000円にしようとするものでございます。それぞれ合計につきましては、補正前1億3,380万円を214万5,000円を減額し、1億3,165万5,000円にしようとするものでございます。

詳細につきましては、副村長以下でご説明をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

なお、1枚物で令和4年度新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金事業案というものを添付しておりますけれども、臨時交付金充当見込額については第3回の補正予算と同額となっておりますので、今回の補正には上がっておりません。充当見込額については変更がございませんので、一応参考資料として添付させていただいております。

続いて、令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページ目をお開きください。議案第54号 令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,009万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,166万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に29万8,000円を増額し、4,003万1,000円にしようとするものでございます。1項の一般会計繰入金の増でございます。

5款村債、既定額に980万円を増額し、4,100万円に、1項の村債の増でございます。

歳入合計、既定額に1,009万8,000円を増額し、1億2,166万6,000円にしようとするものでございます。

続いて、3ページ、歳出、2款営繕費、既定額に1,009万8,000円を増額し、9,358万1,000円に、1項の営繕費の増額でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に1,009万8,000円を増額し、1億2,166万6,000円にしようとするものでございます。

4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。こちらにつきましても起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更ございませんので、限度額の変更のみご説明させていただきます。まず、過疎対策事業債につきましては、上から3段目、都地区

簡易水道配水管布設替え工事につきましては補正前がゼロで、補正後は皆増の410万円。次に、都地区簡易水道配水管布設替え工事（その2）につきましては、補正前がゼロで、補正後は皆増の80万円。過疎対策事業債合計、補正前が870万円に対して、補正後は490万円を増額し、1,360万円にしようとするものでございます。続きまして、下段の簡易水道事業債につきましても上から3段目、都地区簡易水道配水管布設替え工事につきましては補正前がゼロ、補正後は410万円の皆増でございます。下段の都地区簡易水道配水管布設替え工事（その2）につきましても補正前がゼロ、補正後は80万円の皆増で、補正前合計870万円、補正後につきましては490万円増額の1,360万円としてでございます。合計につきましては、補正前3,120万円に対しまして、補正後980万円増額の4,100万円でございます。

以降の詳細につきましては、担当課長よりご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

3件目、最後になります。令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第2号）でございます。1ページをお開きください。議案第55号 令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）。

令和4年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ359万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,356万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に359万7,000円を増額し、5,402万8,000円に、1項一般会計繰入金の増でございます。

歳入合計、既定額に359万7,000円を増額し、8,356万円にしようとするものでございます。

次に、3ページ、歳出、2款営繕費、既定額に359万7,000円を増額し、5,300万9,000円にしようとするものです。1項の営繕費の増額でございます。

歳出合計、歳入同額の既定額に359万7,000円を増額し、8,356万円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご決定くださりますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和4年度一般会計補正予算（第6号）の歳入についてご説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の8ページ目をお開きいただきたいと思います。2、歳入、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、既定額から77万4,000円を減じ、35万6,000円に、これは地方特例交付金の額の確定による減でございます。

続いて、9ページ、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、既定額に7,542万7,000円を追加し、11億1,542万7,000円に、これは普通交付税の内示額が示されたことによる増額でございますが、昨年の国勢調査による本村の人口増が主な要因と思われま

す。続いて、10ページです。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に17万4,000円を追加し、4,845万9,000円にしようとするものでございます。これは、3節児童福祉施設費国庫負担金の増額で、広域入所対象者の増による子どものための教育・保育給付費国庫負担金の増額によるものでございます。

同じく10ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に408万2,000円を追加し、2億5,446万4,000円にしようとするものでございます。内訳は、デジタル基盤改革支援補助金の増額で、これは行政手続オンライン化整備業務を行うためのもので、詳細につきましては後ほど歳出で担当課長より説明を申し上げます。

同じく10ページ中段、14款2項2目民生費国庫補助金、既定額に5万円を追加し、596万9,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節社会福祉費国庫補助金の増額で、地域生活支援事業国庫補助金の額の確定による増額でございます。

同じく10ページ下段、14款2項3目土木費国庫補助金、既定額から355万3,000円を減じ、6,419万5,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節の道路橋梁費補助金の減額で、富田線道路改良事業交付金及び橋梁長寿命化事業交付金の額の確定による減額でございます。

続いて、11ページです。15款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、既定額に12万円を追加し、2,809万円にしようとするものでございます。内訳は、3節の身体障害者保護費道負担金で5万7,000円の増額、これは介護給付費・訓練等給付費道負担金の額の確定によるものでございます。及び4節の児童福祉施設費道負担金で6万3,000円の増額で、これは先ほど国庫負担金で増額したものの道負担分の計上によるものでございます。

同じく11ページ中段、15款2項道補助金、1目総務費道補助金、既定額から30万円を減じ、441万円にしようとするものでございます。内訳は、2節市町村生活バス路線運行費道補助金の減で、市町村生活バス路線運行費道補助金の対象とならなくなったことによる皆減でございます。

同じく11ページ下段、15款2項2目民生費道補助金、既定額に2万7,000円を追加し、351万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節社会福祉費道補助金で2万5,000円の増、これは地域生活支援事業道補助金の額の確定による増額、また3節介護保険事業費補助金で2,000円の増、これは権利擁護人材育成事業費道補助金の額の確定による増でございます。

同じく11ページ下段、15款2項4目農林水産業費道補助金、既定額に137万4,000円を追加

し、2,827万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節農業費道補助金の増で、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金の額の確定による増額と強い農業づくり事業（生産の効率化）補助金の新規計上によるものでございます。内訳につきましては、後ほど歳出で担当課長より説明を申し上げます。

続いて、12ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額から6,967万9,000円を減じ、4,300万円にしようとするものでございます。理由につきましては、繰越金の増額により歳入不足による財源の補填見込みが現時点で少なくなったことによる減額でございます。

続いて、13ページです。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、既定額に1億354万3,000円を追加し、1億3,354万3,000円に、内訳は前年度繰越金の額の確定による増額でございます。

続いて、14ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に777万円を追加し、2,150万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、備荒資金組合超過納付金の配分額が確定したことによる増額及び北後志消防組合負担金精算還付金の額が確定したことによる新規計上及び旧介護保険サービス事業特別会計過年度分収入の額の確定による増額でございます。

続いて、15ページです。21款村債、1項村債、1目過疎対策事業債、既定額に230万円を追加し、9,520万円に、内訳は富田線道路改良工事等の補助確定に伴う増額及び水利施設等保全高度化事業の額の確定に伴う増額でございます。

同じく15ページ中段、21款1項5目臨時財政対策債、既定額から444万5,000円を減じ、1,355万5,000円に、内訳は臨時財政対策債の額の確定による減でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定をいただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

16ページをお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に141万7,000円を追加し、4億3,938万5,000円にしようとするもので、市町村職員共済組合追加費用負担金を56万8,000円減額して市町村職員退職手当組合の負担金を198万5,000円増額するものです。

続きまして、3目会計管理費、既定額に33万円を追加し、296万8,000円にしようとするもので、総務省の新たな決算状況調査に対応すべく財務会計システムの改修を行おうとするものです。

続きまして、4目財産管理費、既定額から2万2,000円を減額し、409万5,000円にしようとするもので、公会計作成支援業務委託料の執行残を減額するものです。

続きまして、5目財政調整基金費、既定額に6,954万3,000円を追加し、7,560万6,000円にしようとするもので、歳入説明にもありました備荒資金超過納付配分金の同額を備荒資金

へ新たに積み立てるための予算計上と地方財政法に基づき前年度繰越金の2分の1程度の額を公共施設整備基金へ積み立てるための予算の計上となっております。

次のページへ移ります。8目企画費、既定額に17万9,000円を追加し、2億3,863万9,000円にしようとするもので、16節公有財産購入費は北海道新幹線無対策土を受け入れている都地区の通称B沢及びC沢の間に管理用の通路を設けるに当たり、一部国有地1,200平米程度ですけれども、国有地があることから、その土地を購入するための費用として1万6,000円を、17節備品購入費は庁務用パソコン1台の購入費として6万3,000円を、25節寄附金につきましては日本で最も美しい村連合に加盟する山形県飯豊町、青森県西目屋村が8月3日からの大雨災害により災害救助法が適用されたことから、2町村に各5万円を災害義援金として交付したく計上するものでございます。

10目集会施設管理費、既定額に119万8,000円を追加し、1,099万3,000円にしようとするもので、経年劣化により傷んでいるコミュニティセンター玄関ポーチを改修するための工事費を新たに計上するものです。

次に、28ページへお進みください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に16万3,000円を追加し、1億5,286万7,000円にしようとするもので、北後志消防組合赤井川支署における事故対応、災害対応に必要となるハーネスを更新する費用を計上するものです。

続きまして、31ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額に88万1,000円を追加し、645万6,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整するための計上でございます。

終わりになりますが、32ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 住民課長。

○住民課長（瀬戸雅哉君） それでは、私のほうから住民課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明いたします。

17ページお開きください。下段です。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、既定額に826万2,000円を追加し、2,726万円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で816万5,000円を増額するもので、令和4年度末を目標に原則全地方自治体において住民の利便性向上につながる取組として住民がマイナポータルサイト上から行政手続きをできるようにするため、既存住基システムやネットワーク整備及びシステム機能実装等の改修を行うための計上となっております。また、この事業に関しましては、事業費の2分の1の国庫補助を受けての事業となります。次のページです。22節償還金利子及び割引料で9万7,000円を増額するもので、令和3年度中長期在留者居住地届出等事務委託費返納金が精算により確定したため計上するものとなっております。

以上でご説明いたしますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

19ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に105万6,000円を追加し、1億4,075万7,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で10万2,000円を追加、これは地域生活支援事業の障害者等の方への社会参加手助けとして相談業務追加により業務委託料を増額するものです。22節償還金利子及び割引料で95万4,000円の追加、これは令和3年度分障害者総合支援事業費補助金返還金を実績により新規計上するものです。

2目老人福祉費、既定額に3万3,000円を追加し、1,621万円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で3万3,000円の追加、これは緊急通報システム電話架設料1件分を増額するものです。

6目介護保険事業費、既定額に25万9,000円を追加し、7,024万3,000円にしようとするものです。内訳は、22節償還金利子及び割引料で令和3年度分訪問介護給付費を実績により返還金25万9,000円を追加するものです。

7目地域支援事業費については、権利擁護人材育成事業補助金2,000円の増額により財源内訳を補正するものでございます。

次に、19ページ下段から20ページになります。2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に18万3,000円を追加し、2,237万1,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で保育所の水抜き栓が経年劣化により故障しておりまして取替え修理代12万5,000円の増額、22節償還金利子及び割引料で令和3年度子どものための教育・保育給付費負担金返還金を実績により5万8,000円新規計上するものです。

21ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に5万8,000円を追加し、3,106万9,000円にしようとするものです。内訳は、7節報償費で5万3,000円の増、これは助産師による産前産後教室講師謝金を新規計上するものです。22節償還金利子及び割引料で令和3年度未熟児養育医療費等負担金返還金を実績により5,000円新規計上するものです。

2目予防費、既定額に1万1,000円を追加し、1,592万円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で新型コロナウイルス感染予防として住民健診時のバリウム検査後の飲料水を個別配付するため、ペットボトル飲料水購入費1万1,000円を新規計上するものです。

3目環境衛生費、既定額に461万5,000円を追加し、1億8,502万9,000円にしようとするものです。内訳は、18節負担金補助及び交付金で合併浄化槽設置補助金を申請件数が増えたことにより72万円を増額するものです。27節繰出金で389万5,000円の増、これは簡易水道事業特別会計で29万8,000円の増額、下水道事業特別会計で359万7,000円を増額、それぞれ特別

会計予算の補正に合わせて行うものです。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、農業委員会、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

23ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、既定額に6,000円を追加して570万8,000円にしようとするものです。補正内容は、農業委員会で管理しております農地台帳システムに関わります更新手数料として11節役務費において6,000円増額しようとするものでございます。

続いて、3目農業振興費、既定額に204万8,000円を追加して4,919万6,000円にしようとするものです。補正内容につきましては、18節負担金補助及び交付金におきまして新規就農者用のハウス設置費用として新規就農者育成支援特別対策事業に72万円の増額、北海道の助成事業であります強い農業づくり補助金に1名採択されたことによりまして新規に歳入も同額措置で132万4,000円、合わせて負担金補助及び交付金204万4,000円を計上しようとするものでございます。

下段になります。5目農地費、既定額に25万円を追加して1,472万1,000円にしようとするものです。補正内容は、18節負担金補助及び交付金におきまして余市川土地改良区で実施しております道営土地改良事業余市川第2地区の尾根内用水路工事における赤井川地区の負担金25万円を増額計上しようとするものでございます。

24ページになります。2項林業費、1目林業総務費、既定額に2万3,000円を追加して2,123万1,000円にしようとするものです。補正内容は、主に森林整備事業研修会参加に係る旅費や使用料につきましてその経費について増額計上しようとするものでございます。

続いて、25ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に51万8,000円を追加して1,416万2,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費において公用車維持管理費用として11万8,000円、18節負担金補助及び交付金におきましては新商品開発の試作に取り組む特産品開発支援事業補助金として40万円を増額計上しようとするものでございます。

中段です。3目小公園管理費、既定額に589万6,000円を追加して4,487万5,000円にしようとするものです。補正内容は、細目2におきましてみやこ公園井戸設置工事として14節工事請負費で565万4,000円の新規計上、細目4では落合ダム親水広場のバイオトイレ修繕のため10節需用費で24万2,000円を増額計上しようとするものでございます。

下段になります。4目保養センター費、既定額に50万円を追加して1,556万8,000円にしようとするものです。補正内容は、10節需用費で修繕費50万円を増額計上しようとするものでございます。

以上で農業委員会及び産業課所管の歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よ

ろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

26ページをお開きいただきたいと思います。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、既定額から5万5,000円を減じて169万円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で5万5,000円の減額、これにつきましては道路台帳整備業務の執行残でございます。

下段に移ります。2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に930万4,000円を加えて1億4,609万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費で170万5,000円の増額、これにつきましては村道の道路排水施設の修繕の不足が見込まれるため増額するものでございます。12節委託料で9万9,000円の減額、これにつきましては村道草刈り及び維持作業業務の執行残でございます。14節工事請負費で769万8,000円の増額、これにつきましては予算計上後に住民から要望があった村道の維持管理を行うための工事費の増額でございます。工事箇所につきましては、北都線道路附属物の処理工事、共栄線支障木伐開工事、区画線工事その2の3本を予定しております。

下段に移ります。2目道路新設改良費、既定額に48万5,000円を加えて3,418万円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料で128万7,000円増額、これにつきましては新しく北丸山線道路改良工事を行うため委託料の新規計上と執行残の計上でございます。14節工事請負費で80万2,000円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事の執行残でございます。

27ページの中段に移ります。3目橋梁維持費、既定額から60万6,000円を減じて6,064万8,000円にしようとするものでございます。14節工事請負費で60万6,000円の減額、これにつきましては橋梁補修工事の執行残でございます。

下段に移ります。3項河川費、1目河川総務費、既定額に49万6,000円を加えて1,855万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、16節公有財産購入費で49万6,000円の増額、これにつきましては今年度池田地区の河川について購入を進めておりましたが、対象の方の別の未処理用地も一緒に処理するめどがついたため、予算を増額して一緒に処理するものでございます。

下段に移ります。4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に356万4,000円を加えて8,996万円にしようとするものでございます。内訳は、10節需用費で13万2,000円の増額、これにつきましては移住、定住事業のパンフレットが少なくなったため補正し、作成するものでございます。14節工事請負費で343万2,000円の増額、これにつきましては赤井川団地の敷地、現在はしらかば、もみじ棟を建築いたしまして2棟まで完了しておりますけれども、3棟目がまだ未着手でございまして、そのときに工事を行うときに敷地整備も一緒にやろうと思いましたが、そのまま盛ったままの土が放置されてもう数年たっております。そのため、

まだ未定でございます工事のために最初に敷地を平らにならすというような工事を行うようにするためのものがございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

29ページをお開きください。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、既定額に436万1,000円を追加し、3,882万円にしようとするものです。内訳は、専決により進めている赤井川小学校灯油漏えい事故対応に関して埋設給油管布設替え工事の工事費執行残の減及び不足が見込まれる修繕費を増額計上するものです。加えて、措置完了判断のために実施する現場河川の水質検査委託料を計上しております。その他として、赤井川小学校では備品購入費で経年劣化が激しい体育館の舞台幕更新の予算を、都小学校では今年3月に計上したチャイム修繕費について世情により年度末までに部品調達のめどが立たず、修繕が実施できなかったことから、このたび改めて計上して対応しようとするものです。

次に、同ページ下段を御覧ください。9款3項中学校費、1目学校管理費、既定額に110万円を追加し、1,347万7,000円にしようとするものです。内訳は、中学校玄関の正面階段についてこれまでも小規模修繕により保全を行ってきましたが、全体的に劣化が進み、安全面からも景観面からも好ましくない状態となっているため、凍結による劣化の可能性が高いタイル仕上げではなく、下地モルタルに滑らない仕上げとする施工法により改修しようとするものです。

続いて、30ページをお開きください。9款3項2目教育振興費、既定額に3万1,000円を追加し、3,261万5,000円にしようとするものです。内訳は、備品購入費で各学校で使用しているモバイルルーターは実情に応じて必要数を整備していますが、このうち中学校が1台を喪失したため1台を追加購入するものです。

続きまして、9款5項保健体育費、1目保健体育総務費、既定額に2万9,000円を追加し、309万7,000円にしようとするものです。内訳は、需用費の印刷製本費で不足が見込まれる金額を補正しようとするものです。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 建設課長。

○建設課長（今城 豪君） 私から赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

7ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に29万8,000円を加えて4,003万1,000円にしようとするものがございます。内訳といたしましては、1節一般会計繰入金の増額でございます。

8 ページをお開きいただきたいと思います。5 款村債、1 項村債、1 目過疎対策事業債、既定額に490万円を加えて1,360万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、過疎対策事業債の新規計上でございます。後ほど説明いたします工事費を借り入れるものでございます。

下段に移ります。2 目簡易水道事業債、既定額に490万円を加えて1,360万円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1 節簡易水道事業債の新規計上でございます。これにつきましても後ほど説明いたします工事費を工事のために借り入れるものでございます。

9 ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、既定額に1,009万8,000円を加えて9,358万1,000円にしようとするものでございます。内訳は、14節工事請負費で1,009万8,000円の新規計上、これにつきましては都地区の水道本管の漏水により修繕するものでございます。本管の布設工事につきましては、2 本新規計上を予定しております。1 本目、都地区安部宅付近から都郵便局に埋設している本管の修繕、267メートルの本管の布設替え工事でございます。2 本目、都地区の近藤宅地先から本城宅地先に埋設している本管43メートルを布設替えしようとするものでございます。以上の2本の工事の新規計上でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。6 ページを御覧いただきたいと思います。2、歳入、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額に359万7,000円を加えて5,402万8,000円にしようとするものでございます。内訳といたしましては、1 節一般会計繰入金の増額でございます。

7 ページを御覧いただきたいと思います。3、歳出、2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、既定額に359万7,000円を加えて5,300万9,000円にしようとするものでございます。内訳につきましては、14節工事請負費で359万7,000円の新規計上、これにつきましては6月補正予算にて説明の新規住宅建設による下水道接続のための工事でございます。3 本計上するものでございます。1 本目につきましては、赤井川地区、河村宅に接続する下水道管3.3メートル、その2、2 本目につきましては同じく赤井川地区、江崎宅に接続する下水道管6.1メートル、3 本目はその3で赤井川地区、星野宅に接続する下水道管9.1メートルの3本の工事でございます。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第2号）の説明を終了いたします。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号から議案第55号までにつきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号から議案第55号までにつきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては湯澤幸敏議員をお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

ここで暫時休憩いたします。10時40分まで休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(岩井英明君) 再開いたします。

◎日程第11 認定第1号ないし日程第16 認定第6号

○議長(岩井英明君) 次に、日程第11、認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この際、日程第11、認定第1号から日程第16、認定第6号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第12、認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第13、認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第14、認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び日程第16、認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

副村長。

○副村長(大石和朗君) それでは、ただいま上程をいただきました認定第1号から認定第6号までの説明をさせていただきます。

なお、決算認定の説明につきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、認定第1号からです。認定第1号 令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

それでは、資料の1ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらから歳入となりますが、最初に3ページ目を御覧いただきたいと思います。こちらの合計欄の説明を申し上げます。予算現額32億2,647万4,000円、調定額32億4,394万7,966円、収入済額32億3,922万4,835円、不納欠損額31万6,814円、収入未済額440万6,317円、予算現額と収入済額との比較につきましては1,275万835円のマイナスとなっております。

それでは、1ページ目にお戻りいただきたいと思います。こちらで不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきたいと思います。1款村税、1項村民税につきましては、不納欠損額は5件で23万1,414円、収入未済額につきましては延べ79件で298万9,117円。

2項固定資産税につきましては、不納欠損額3件で3万9,400円、収入未済額につきましては延べ38件で100万4,600円。

3項軽自動車税につきましては、不納欠損額7件で4万2,900円、収入未済額につきましては延べ48件で38万1,800円でございます。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思います。13款使用料及び手数料、2項の手数料につきましては、不納欠損額が3,100円、収入未済額が3万800円で、ともに税の督促手数料でございます。

次に、4ページ、5ページをお開きください。歳出ですが、最初に5ページ下段の歳出合計を御覧いただきたいと思います。予算現額32億2,647万4,000円、支出済額30億9,755万4,981円、翌年度繰越額1,124万3,290円、不用額1億1,767万5,729円、予算現額と支出済額との比較につきましては1億2,891万9,019円でございます。

続いて、6ページを御覧いただきたいと思います。歳入歳出差引き残額1億4,166万9,854円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

続いて、ページ飛んで、60ページを御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額32億3,922万4,835円、歳出総額30億9,755万4,981円、歳入歳出差引額1億4,166万9,854円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては812万6,290円、実質収支額1億3,354万3,564円であります。

続いて、61ページに移ります。一般会計財産に関する調書です。ここでは、移動箇所のみ説明とさせていただきます。

それでは、62ページから説明をいたしたいと思います。1、公有財産、(1)、土地及び建物、公共用財産のうち公営住宅で126平米の減、村有住宅で91平米の減、これは住宅の解体による減でございます。続いて、宅地で3,645平米の増、田畑で1,560平米の減、原野で613平米の増、これは道路用地の整備等による土地の交換などによる増減でございます。

続いて、63ページに移ります。(2)、山林での面積の増減はありませんが、立木の推定蓄

積量につきましては4,274立方メートルの減、これは昨年度送電線の下立木伐採によるものでございます。

次に、(7)、出資による権利のうち、備荒資金組合超過納付金で9,028万2,658円の減、これは昨年度備荒資金の一部を取り崩したのものによるものでございます。計8件の決算年度末残高につきましては12億4,561万7,529円となります。

続いて、64ページです。2、物品、地域公共交通バス（むらバス）の購入により1台の増となっております。

続いて、65ページです。4、基金、財政調整基金で1億2,590万929円の増、減債基金で7,000万円の増、これは令和2年度までに財源不足による基金の取崩しを行ってまいりましたが、昨年度は地方交付税の増などにより財源不足が一部解消されたことにより一部積み増しを行ったものによるものでございます。公共施設整備基金で64万572円の増、これは備品の増によるものでございます。農産物価格安定基金で84万8,614円の増、これは農業振興センター補助金の執行残の積立てと利子の増によるものでございます。敬老福祉基金で3万円の増、これは寄附による新規積立てによるものでございます。村営住宅敷金基金で2万3,400円の増、村有住宅敷金基金で2万2,500円の減、これは入居者の転入出によるものでございます。畑地かんがい排水施設管理基金で120万7,616円の増、これは前年度と比較して修繕等が少なかったため積立額が増えたことと利子の増によるものでございます。さくら・もみじ基金で159万4,601円の減、これは事業費繰入金の減などによるものでございます。森林環境譲与税基金で38万4,945円の減、これは昨年度パークゴルフ場トイレ新設により歳入を超える歳出分を取り崩したものでございます。新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金で104万5,238円の新規計上、これは昨年度新たに新型コロナウイルス感染症対策として事業者向け利子補給事業を創設したことによる積立てでございます。以上、15基金で合計1億9,769万4,323円の増、決算年度末残高で12億1,672万8,274円となります。

一般会計については以上でございます。

続いて、認定第2号のほうに移らせていただきます。認定第2号 令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額1,695万2,000円、調定額1,630万5,657円、収入済額1,630万5,657円、不納欠損額、収入未済額ともになし、予算現額と収入済額との比較64万6,343円でございます。

続いて、2ページ目に移ります。歳出です。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額1,695万2,000円、支出済額1,630万5,582円、不用額64万6,418円、予算現額と支出済額との比較も同額の64万6,418円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額75円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額1,630万5,657円、歳出総額1,630万5,582円、歳入歳出差引額75円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額75円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては以上でございます。

続いて、認定第3号 令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

こちら1ページ目をお開きいただきたいと思います。歳入ですが、こちら下段の合計欄を御覧ください。予算現額4,188万9,000円、調定額4,409万2,650円、収入済額4,101万6,194円、不納欠損額11万4,000円、収入未済額296万2,456円、予算現額と収入済額との比較87万2,806円でございます。

不納欠損額と収入未済額の説明をさせていただきます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税につきましては、不納欠損額につきましては5件で11万3,400円、収入未済額につきましては延べ68件で294万8,756円。

2款使用料及び手数料、1項の手数料につきましては、不納欠損額が600円、収入未済額が1万3,700円で、ともに督促手数料でございます。

次に、2ページの歳出に移ります。こちら合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,188万9,000円、支出済額4,101万5,743円、不用額87万3,257円、予算現額と支出済額との比較も同額の87万3,257円でございます。

続いて、3ページ目に移ります。歳入歳出差引き残額451円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

続いて、13ページ目を御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額4,101万6,194円、歳出総額4,101万5,743円、歳入歳出差引額451円、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロ円、実質収支額451円でございます。

次に、14ページを御覧いただきたいと思います。国民健康保険特別会計の財産に関する調書でございますが、令和3年度においては移動はありませんでした。

以上で国民健康保険特別会計についてを終わらせていただきます。

続いて、認定第4号 令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きいただきたいと思います。こちらも歳入ですが、下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,456万6,000円、調定額4,396万6,295円、収入済額4,396万6,295円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円、予算現額と収入済額との比較59万9,705円でございます。

次に、2 ページ目の歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額4,456万6,000円、支出済額4,396万6,295円、不用額59万9,705円、予算現額と支出済額との比較も同額の59万9,705円でございます。

続いて、3 ページです。歳入歳出差引き残額ゼロ円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

次に、10ページ目をお開きいただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額4,396万6,295円、歳出総額4,396万6,295円、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源につきましてはゼロ円、実質収支額もゼロ円でございます。

次に、11ページを御覧ください。介護保険サービス事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらについても移動はありませんでした。

介護保険サービス事業特別会計は以上ですが、なお介護保険サービス事業特別会計につきましては令和3年度をもって廃止しております。

次に、認定第5号に移らせていただきます。認定第5号 令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

こちらも1 ページ目をおめくりください。歳入ですが、下段の合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額1億426万6,000円、調定額1億170万1,638円、収入済額1億163万2,158円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額6万9,480円、予算現額と収入済額との比較263万3,842円でございます。

収入未済額の説明をさせていただきます。1 款事業収入、1 項使用料につきましては、収入未済額につきましては延べ1 件で6万9,480円でございます。こちらは、水道料の未納で、令和4年度計画的に分納いただいております。

次に、2 ページの歳出に移ります。こちらも合計欄を御覧いただきたいと思います。予算現額1億426万6,000円、支出済額9,635万1,407円、翌年度繰越額528万円、不用額263万4,593円、予算現額と支出済額との比較は791万4,593円でございます。

続いて、3 ページです。歳入歳出差引き残額528万751円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

次に、9 ページ目を御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書でございます。歳入総額1億163万2,158円、歳出総額9,635万1,407円、歳入歳出差引額528万751円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額につきましては528万円、実質収支額751円ござい

ます。

次に、10ページ目を御覧いただきたいと思います。簡易水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらについて移動はございませんでした。

簡易水道事業特別会計につきましては以上でございます。

続いて、認定第6号 令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度赤井川村下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

こちらも1ページ目をおめくりいただきたいと思います。同じく歳入の下段になります。合計欄です。予算現額7,188万3,000円、調定額7,157万9,076円、収入済額7,157万9,076円、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円、予算現額と収入済額との比較は30万3,924円でございます。

次に、2ページの歳出の合計を御覧いただきたいと思います。予算現額7,188万3,000円、支出済額7,157万8,741円、不用額30万4,259円、予算現額と支出済額との比較も同額の30万4,259円でございます。

続いて、3ページです。歳入歳出差引き残額335円、うち基金繰入額ゼロ円。

令和4年9月13日提出、赤井川村長。

続いて、9ページ目を御覧いただきたいと思います。実質収支に関する調書です。歳入総額7,157万9,076円、歳出総額7,157万8,741円、歳入歳出差引額335円、翌年度へ繰り越すべき財源につきましてはゼロ円、実質収支額335円でございます。

次に、10ページ目を御覧いただきたいと思います。下水道事業特別会計の財産に関する調書ですが、こちらにも移動があったもののみ説明をさせていただきます。10ページ右側の下段、2、物品、赤井川処理区の下水道管で合計534.934メートルの減、これにつきましては下に記載があるとおおり令和3年度ストックマネジメント策定業務におきまして管路数量調査を行った結果、重複換算が判明したため、令和3年度財産に関する調査にて精査を行ったものでございます。

下水道事業特別会計につきましては以上です。

ただいま令和3年度6会計の決算認定の説明をさせていただきましたが、ご審議いただき、ご決定をいただくようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終わりましたので、令和3年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の報告を求めます。

大西代表監査委員。

○代表監査委員（大西敏典君） 令和3年度各会計の決算並びに基金及び資金の運用状況について意見報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により赤井川村長より提出のありました令和3年度赤井川村一般会計、後期高齢者医療特別会計、国民健康保険特別会計、介護保険サービス事業特別会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計について、8月30日、31日に湯澤監査委員並びに事務局書記と監査を実施しましたので、報告いたします。

歳入については、各会計において予算現額、調定額、収入済額、収入未済額等について予算書並びに収入一覧表、収入票により審査し、歳出については支払済明細表、支出証書等により審査し、各項目ごとに計数を照合し、事業内容を確認した結果、適正に処理されていることを報告いたします。

なお、一般会計決算については、実質単年度収支が2億1,170万9,000円で、前年度の実質単年度収支7,237万8,000円と比較し、大幅にプラスとなっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症による税法に定める特例措置として固定資産税の納税猶予を行ったことにより滞納繰越分として1億円余りの収入増があったことと地方交付税の増及び備荒資金の取崩しによる収入増によるものです。今後も財源不足を基金に委ねる厳しい会計運営が続くことが予測されますので、一層の経常経費等の削減に努めていただきたい。

こうした状況を踏まえて令和4年に赤井川村財政健全化アクションプランが策定され、財政の点検、必要とする住民サービスの低下を招かない必要な圧縮を行うことは大変評価されることであり、実効性に期待するものです。

また、村民税、固定資産税、国保税等の収入未済額については一層の徴収努力をしていただきたい。

さらに、ふるさと納税寄附金については4億4,077万8,000円（2万9,316件）と前年度比約9,000万円増（約7,400件増）と大幅な増となり、取組の成果が大きな財源確保となっておりますが、一般会計の中で運用されており、予算総額の14%余りを占めております。

今後も一般会計により運用されることとなると、予算の全体額が大きくなることと現在は充当する事業で収支残ゼロということで運用されていますが、今後について残が出ることも想定されることから、一部他町村で運用されている基金等での運用も今後の課題として検討いただきたい。

次に、地方自治法第241条第5項の規定による基金及び資金の運用状況については、各台帳、関係諸帳簿により審査の結果、適正に処理され、相違ないことを確認しました。今後とも各種基金の目的に沿った適切な管理運用に努めていただきたい。

次に、地方公共団体の財政健全化に関する法律による令和3年度財政健全化審査、経営健全化審査については、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、いずれも適正に作成されているものと認められました。

以上、令和3年度の決算並びに財政健全化、経営健全化に係る監査委員の意見報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第6号につきましては、全員で構成

する決算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第6号につきましては、決算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員長につきましては、先日協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては能登ゆう議員にお願いいたしますので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。

◎日程第19 一般質問

○議長(岩井英明君) 次に、日程第19、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○1番(連茂君) それでは、質問させていただきます。

赤井川村におけるエネルギーの課題という表題をつけました。村長のほうにご回答をお願いします。

それでは、質問させていただきます。現代のエネルギー問題は、エネルギー資源の枯渇と人的な気候変動を主軸に考察しなければいけません。化石資源が限りある資源であるということは言うまでもありませんが、地球規模の気候変動において具体的な目標が2015年パリ協定で交わされました。世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2度よりも十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求するというものです。そのパリ協定を受け、日本は2020年に2030年の目標として46%、これは2013年度比として46%です、の温室効果ガスの削減と2050年にはネットゼロを掲げました。それから2年がたち、現状を見回すと、誰もが肌感覚で気候の変化は感じていてもエネルギー問題といえば難しい問題だからとか、自分一人が頑張ってもとか、少し遠い世界の話のように考えている人が多く、各市町村の動きを調べても関心はばらばらで、国の指針が示されるのを待っているというのが現状ではないでしょうか。

2019年国連気候行動サミットで13歳の活動家、グレタ・トゥーンベリが訴えたのは、地球温暖化は特定の国や特定の企業または特定の社会が悪いのではなく、本気で取り組んでいない大人たち、つまり私たち個人個人への叱責でした。彼女の訴えを聞き、もっと地球環境や資源、気候、電気、エネルギーといったことに興味を持ち、正しい知識を持つべきだと考えた人は多いと思います。持続可能な社会への取組の第一歩は、枯渇する資源と気候変動を含めたエネルギー問題であり、まずは身近なところからエネルギーについて考えていかな

ければいけません。とはいえ、周りを見回すと、全てのものに何らかのエネルギーが関わり、あまりに分野や程度が広過ぎ、焦点をどこに当てるべきか難題です。世界規模の経済から自分のお財布まで大きな影響力があるエネルギー問題で、例えば私たちの生活に直結する電気エネルギーのみにフォーカスを当てても従来型の火力、再エネと言われる太陽光や風力、地熱に加え、原子力と分野が広く、完璧なエネルギーが見当たらないことがいろんな判断を難しくしています。あえて個人で太刀打ちできることと云ったら、無駄な電気は使わないとか、暖房や冷房の温度を適正に保つと云った省エネぐらいでしょうか。ただ、市町村単位の細分化したコミュニティでエネルギーを見てみると、問題はいろいろと見えてきます。例えば僕の畑の倉庫から目の前に見える旧ゴルフ場跡に敷き詰められた大量の太陽光パネル、CO₂を生まないエネルギーとしては太陽光を使った電力はとても魅力のある電力です。ただ、そのパネルに近寄ってみると、支柱の下部に取り付けられたパネルはかなり壊れたものがあり、一向に整備する気配がない。ひっそりとした施設を眺めていると、本当に予定していた電力が正しく供給できているのか不安です。また、太陽光パネルは20年ぐらいが寿命と言われていています。果たして20年後機能を失ったあのプラントはリサイクルされるのでしょうか。さらに、国道沿いにできた太陽光パネルも美しい村連合に属する赤井川の景観を著しく害しているということは言うまでもありません。ネットゼロに向けて国が進もうとする中、太陽光パネル一つを取り上げて村としてはしっかりとした意思が必要で、今後増やしていくのか、それとも増設を拒絶していくのか、時代に合わせた方針を明確にして進む必要があります。それが地域におけるエネルギー事情なのです。

そこで、今後赤井川村が抱えるエネルギー問題への方針について何点かお聞きします。ネットゼロに向けた赤井川村の今までの取組と今後の目標について教えてください。

赤井川村エネルギービジョンでは、再エネルギーについて可能性を検討していますが、現時点で具体的な展望は見えているでしょうか。

太陽光パネルが国道の脇に設置された際、今後景観条例の設置に向けて勉強すると議員に説明しましたが、その後どのように進捗し、現在どのような取扱いになっているか教えてください。

風力発電の設置要望があり、太陽光パネルや風車が自然の景観を著しく害し、美しい村連合に所属する赤井川村としては今後どのように対応していくか、お考えあれば教えてください。

さきにお伝えしたとおり、住民としては省エネをしながらエネルギーの利用を減らす努力を行うことは可能でしょう。ただ、ニセコ生活モデル地区SDGs街区のような取組も今後展開していかなくてはならない課題で、例えば家庭用太陽光パネルの設置や車に乗らない日をつくるカーシェアリング、共働共助で畑を管理するシステム、行政においてはIoTを取り入れた仕事の最適化も加速度的に促進する必要があるでしょう。物質的な方法としては、家庭の窓に三重のペアガラスを組み込むなどの断熱効果も環境に配慮した取組で、それらのアイデアを下支えするのはやはり住民一人一人のエネルギーへの関心と問題意識だ

と思います。

そこで、ネットゼロに向けた取組には住民の協力が必要と考えます。分かりやすいガイドンスが定期的に必要だと思いますが、住民への説明や啓蒙活動はどのようにしていくか、もしお考え方あればお伝えください。

さらに、ネットゼロを推進する上で忘れてはいけないのが太陽光を最も有効的にエネルギーに変換できる農作物です。現在は、ハーバーボッシュ法により高温高圧下で空気から窒素を取り出し、化学肥料が生産されていますが、これらもエネルギーの観点で未来を予測するならば、今後有機的な肥料に置き換えていく必要が迫られてくるかもしれません。直近ロシアのウクライナ侵略から波及した国際問題により、来年の化学肥料は大幅な値上げを発表しました。それに対し、国は化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費の7割を交付することが決まっています。ただ、それは化学肥料の3割の値上げに加え、化学肥料低減のために有機肥料を利用すればその分のコストが上乘せされ、経常経費が上がることを前提に来年度の作付をスタートさせなければならず、現在体力を失いつつある農業者や後継者のいない高齢の農家の離農を促進しかねない重要な動きになるでしょう。

そこで、肥料高騰による影響を受け止め、来期に向けて国の援助以外の政策を考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、村長の立場としては答えづらい質問かもしれませんが、今後抱えていかなければいけない問題として原子力の問題について個人的な考えを2点お聞かせください。

近隣市町村の問題として関心の高い核のごみを北海道に持ち込ませないということについて、村長の個人的な見解。

次に、岸田総理の発言から現実味を帯びてきた泊原発の再稼働の問題についてどのように考えているかお知らせください。

以上、質問が多岐にわたりますが、エネルギー問題、今後の村の推進に関わることなので、丁寧なご回答をお願いします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） それでは、脱炭素社会に向けた取組に関して5点、国際情勢を契機とした肥料高騰対策に関して1点、原子力エネルギーに関して2点についてお答えをいたします。

まず、エネルギー問題と脱炭素社会に向けた取組についてですが、1点目のネットゼロに向けた取組と今後の目標については昨年度来北海道経済産業局とも方向性を協議し、令和2年度に策定したエネルギービジョンを脱炭素社会に向けて俯瞰する視点を持ち、本年度ゼロカーボン推進戦略を策定することとしており、補助事業の採択を受けたところであります。この戦略の中で今後の目標を定めていこうと考えております。

2点目の現時点での再エネの具体的な展望ですが、8月号広報にてお知らせしたように昨年度専門家にも協力いただく中で導入可能性調査を行い、本年度は温泉熱利用のための

新規泉源掘削調査を進めているカルデラ温泉熱利活用が化石燃料の低減、二酸化炭素排出量の削減に有望であると考えております。また、白井川小水力発電事業化詳細調査については、昨年度の調査において河床、護岸等に新たな土木工事の必要性、工事期間の長期化等の課題が浮上したことから、実現の妥当性について検討を進めているところです。

3点目の景観条例検討の状況ですが、本年1月に景観法に基づかない自治体独自の景観条例による事例と景観法に基づく景観計画による事例について職員研修を実施しました。景観の専門家である講師からは、地域の景観形成は再エネ施設だけが対象ではないこと、独自条例には限界もあること、景観法には罰則規定もあることから、景観法に基づく検討の助言を受けました。このことから、今月15日に開催する第2回目となる職員研修会は法的枠組みにポイントを絞り、景観計画策定の有効性について研修を行う考えです。また、道内各地の事例から法に基づく景観計画策定は2年程度の時間が必要であることからも村としての方向性を定め、議会の皆様へご協議させていただきたいと考えております。

4点目の太陽光発電、風力発電に関する村の今後の対応ですが、国において地球温暖化防止に向けてエネルギー転換と脱炭素化が示される中、安定供給、経済効率性、環境適合、安全性が満たされる再生可能エネルギーの導入は推進されている現状を踏まえ、村としては議員の皆様にご意見をいただき、本年2月に改正した再生可能エネルギー発電施設の設置等に関するガイドラインに基づき当面は対処していく考えであります。

5点目のカーボンニュートラルに向けた住民への説明、啓蒙活動に関しては、現在北海道大学とも連携し、地域の二酸化炭素排出量の推計を進めておりますので、これら学術分野にも協力をいただくとともに、村の現状を数値として見える化を進めながら、ゼロカーボン推進戦略において脱炭素な村づくりに向けて地域の機運醸成に努めたいと考えております。

次に、肥料高騰対策についてですが、この件に関しては以前議会でもお答えさせていただきましたが、国、道、系統組織の支援動向と周辺自治体の動きを見ながら対応を考えていくという考えに変化はありません。なお、本村はこれまでも農業の基盤である土づくりに対して継続的な高率補助の支援をするなど、生産活動に係る農家負担を軽減する施策を続けている現状も踏まえ、対応を考えていく必要があると認識しております。

最後に、原子力エネルギーに関する私の個人的な見解についてご質問をいただきました。1点目の核のごみを北海道に持ち込ませないという点については、令和2年9月17日の予算特別委員会の中で連議員や能登議員からご質問をいただき、回答した考えに変わりはありません。

2点目の泊原発の再稼働については、原子力規制委員会における審査中であり、安全性が立証されない中での再稼働にはさきの北海道新聞の報道にあったように反対の立場を表明しております。

以上、ご質問の回答とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長の答弁に対し再質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） ご回答ありがとうございます。

特に原子力の問題に関しては、お答えづらい部分もあるのではないかなと思いつつ、ちょっと簡単に確認させていただくと、令和2年9月17日にお伝えいただいたのはうちの村の村長が馬場村長である限り原子力エネルギーの核のごみを赤井川村には持ち込ませないといったご発言で間違いないかご確認させていただきます。

あと、2点目の北海道の新聞の報道も、これも確認しましたが、反対の立場を示されているということで理解させていただいています。エネルギー、原子力の問題に関しては、内容をしっかり理解僕もして、それに対しては賛同させてもらっていますので、その方向性というのをぶれずに持っていていただければなというふうにもお願いも含めてお伝えしておきます。

ただ、前段の部分に関しては、検討するとか目標を定めていくとかというふうな部分の表現で、非常にのんびりした考え方だなというふうにも思っています。特にエネルギーの枯渇問題に関しては、人類が総力戦でこれは立ち向かっていかなければいけない問題で、この村としても今後どういうふうにしていくかというふうな部分というのが本当にこの書いてある中身だけを見るとぼんやりとしているなというのが僕の印象です。例えば僕のほうで資料を皆さんに配ってほしいというふうにもお願いしていたのが皆さんの手に届いていないのですけれども、日本が40%の削減というのを目標に掲げているのですけれども、単純に年の平均気温だけでいうと、1960年代ぐらいのCO₂の排出量に削減するということなのです。1960年というと、僕生まれる前の話です。そのぐらいにCO₂の排出を抑えるということはどういうことかという、産業だとかエネルギーの使用量だとかを個人個人が相当抑えていかなければいけないという部分があると思います。それに対して先進的なのというわけではないのかどうか分からないですけれども、2020年度二酸化炭素排出実質ゼロ表明をした自治体というのは全国に今464自治体、北海道の中でも15ぐらいの自治体が、近隣だと古平とニセコ町なんか掲げています。ネットゼロを目標にするなら、太陽光パネルを例えば増やしていただくか、本当に燃料使わないようにするだとか、何か目標がないと達成なんかとてもではないけれども、できない。それが今まだ検討段階にあるというふうな、目標を今後定めていくというような段階であると、とても遅れているなというふうな気がします。その辺ちょっと村長自身のエネルギーに関して危機感のなさを感じていますが、ご意見があったら教えてください。

まず、1点目の質問これで終わります。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 遅れているなというふうにお考えになっているということで、そうなのかなと思って聞いておりました。先ほどお答えした中で本年度の推進戦略検討の中で目標を定めていくということなので、本年度中に目標を定めていきたいというふうに思っておりますので、それが遅いのか、今やっとなければ駄目だったのかというふうに思いますので、私が答えた部分をご理解いただけなかったのは非常に残念かなというふうに思い

ます。そこでは、ある程度具体的な取組も出していききたいと。前から言っているように、村には1,800ヘクタールほどの村有林もございますので、そういったものを活用しながらゼロカーボンに向けた取組をしていくとかということ、先ほどお答えしたように再生エネルギー、再エネの計画の中でも二酸化炭素削減の部分で取組を現実的に今進めておりますので、そういった部分の延長線上でいろいろと目標を設定していくと。他町村の部分を見ると、それぞれの道内町村で取り組んでいるだろうというふうに思いますけれども、私としてはゼロカーボン宣言をまだしていないという部分については今個別に調査をさせていただいて、村の中で一体どれだけの排出量があるのかというものをきちんと数値化にして、それを住民の方に示しながら、それぞれの家庭でどういう取組をしていくか、村全体としてどういう取組をしていくか、当然公共として我々としてどういう取組をしていくかということを見える化の中で合意形成を図りながら進めていきたいというのが私の考えなので、そういったことでそれが今現在終わっていないのが遅いと言われる分に関しては連議員がそういうふうに思われていることは非常に残念だと、一体どのぐらい早くやればいいのかというふうに考えてございます。

もう一つ、原子力エネルギーに関しては、核のごみについては先ほど確認されたように村には持ち込ませない。他町村で考えている部分については、今の法制度の中でそれぞれ考えていくという状況の中にありますので、それはそれで法制度にのっとった形の中で各自治体が考えていただければいいことであって、ただ赤井川村には持ち込ませないし、そういった施設も造らないということは発言させていただいておりますので、その辺はご確認をいただければなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問ありますか。

連茂君。

○1番（連 茂君） 早いか遅いかという問題は、非常に難しいと思いますが、特にネットゼロというふうな部分でいうと、本当に大きな課題だというふうに受け止めるべきだと思いますので、ぜひ推進していただきたいなというふうに思います。

2回目に質問しなかった3点目の景観条例について今度質問させていただきます。この景観条例の話って出たのは、議会で出たのも2年前だと記憶しています。さらには、それこそ十数年前に観光協会ですらやったときなんか景観条例という話が出ていて、今後検討していかねばねという話は村長とも以前、かなり昔からさせてもらっていた話だと思いますけれども、2年前に議会のほうで景観条例を検討して勉強会を開くというふうなことを聞いてから、今まだ1回しか開催されていないということですか、15日に開催するのが2回目だということで、この歩みというか、景観条例に向かう姿勢があまりにも遅過ぎるのではないかなというふうに、ある程度どういうふうな景観条例のプランができていくかどうかというふうな部分を一番確認したいというか、景観条例というのはこのエネルギーの問題からちょっと、それだけではないのは当然景観のほうですから、あれなのですけれども、何

で景観条例が出てきたかという、やっぱり太陽光パネルを見たときに美しい村として道路の脇にあのパネルがあるのはいかななものかというふうなところから話はきています。僕は、太陽光パネルを全く反対するわけではないのです。ネットゼロに向けて行わなければいけないのは、風力だったり太陽光だったり、もしくは原子力の再稼働だったり、どうしても化石燃料を燃やしてやる火力発電というのをこのままどんどん、どんどん増やしていいかといったら、そうでもないと思っていますから、それに対しての景観条例をどうしようかという話なのに、2年たってまだ研修会が1回しか行われていないという点、それと景観条例をやるのに2年程度時間がかかるのだというふうなのが分かった上でのこの歩みという部分に関しては正直言うとこの後どういうふうに進展していくのかすごく不安でもあります。その辺もっと明確にいつまでにやるとか、いつまでにやるやらないの判断だとか、あとどういうふうなものをやるだとかというふうな部分のご説明を欲しいなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 景観条例に関しては、今連議員が言うように前々村長の時代からもいろいろ話題になったりだとかしていた経過もございますので、いろいろ村内のこういった議論の中では時折話が出たということで、2年たってまだ1回しか研修していないのかというようなお叱りの言葉ですけれども、私自身も景観条例をいろいろ考えたときに、やはりその条例をつくったことによって外部からの規制というか、みんなで守っていきこうよという部分と村内でいろんなことを進める上でのまた足かせになるといった部分があって、なかなか過去いろんな検討の中でそういった部分がクリアできないということで今日まできたというような経過をたどっているということは記憶してございます。ただ、今回につきましては、先ほどお答えしたように景観条例という考え方ではなくて、景観法、国の法律に基づく中でいろんな規制や規定もあるといったものを有効活用しながら、村内の景観をきちんと守っていくというような計画の方向性を持ったほうがいいのではないかなというようなことが、この間いろんな研修会に職員出させてもらったりとか、うちの職員が全体的に研修するだけではなくて、担当職員がそういったところに出向いていろんな情報を集めたりだとかということをやっておりました。その結果として、今回お答えしたようなことが分かってきたというか、そっちのほうが有効なのかなというふうに思ってきたので、何とか年度内には皆さんのほうにこういったことでどうでしょうかと、考え方で進めるのはどうでしょうかというような考え方で進めていければなというふうに考えてございます。

ただ、先ほど言った再エネのいろんな事業に関してという部分の規制とまでは行きませんけれども、村の考え方というのは現在のガイドラインに基づいて、これも法律があつて例えば条例をつくったからといっていろんな規制をかけられるものでもないものですから、国、道、近隣町村とも連携を図りながら、そういった部分のガイドラインに基づいてきちんと事業者に発言をし、確認をしていくということに当面は徹しざるを得ないかなというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 連茂君の一般質問終了いたします。
ここで昼食休憩入ります。

午前 11時30分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
一般質問、続きまして能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 6月定例会で質問いたしました（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム事業について今回も質問いたします。6月と連続での質問になりますが、事業の計画の段階が進むにつれて撤回だとか、あと中止という判断がしにくくなるのではないかとという住民の方からの不安がありまして、それで再度の質問となりました。

（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム事業は、環境アセスメントの最初の段階である計画段階配慮書、それについて7月21日と8月31日に北海道環境影響評価審議会、以下審議会と申します、が開かれ、知事への答申文（案）のたたき台が示されています。これを受けた知事意見につきましては、令和4年9月12日付で関西電力株式会社宛てに発表されています。8月31日に開催された審議会では、関係市町村長意見として馬場村長の提出された意見書も資料として示されており、ウェブ上で公開されているものを拝見しましたが、多岐にわたる懸念点がきめ細かに挙げられており、住民の不安を酌んでくださったものと受け止め、少し安心いたしました。今回は、その内容を踏まえ、村長の見解について伺います。

まず、第1点目に、意見書では地元住民の理解が十分に得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応に努めることを事業者に求めています。村長ご自身は、何をもって地元住民の理解を得た、もしくは得ていないと判断されますか。また、ここで言う地元住民の範囲についてどのようにお考えか伺います。

2点目です。意見書では、低周波音、累積的影響、生態系、水環境、土壌環境、工事の影響、電波への影響等、懸念される点について十分な予測と評価をするよう事業者に求めています。事業者が示す予測や評価に対して、村としてはその客観性や妥当性をどのように担保するお考えか伺います。例えば住民の懸念が大きい低周波音について、北海道自然保護協会の意見書では出力6,000キロワットという巨大風車であることや近隣事業との複合的影響が想定されることから、国内外における健康被害例を超えて重大な健康被害が生じる範囲がより遠距離に及ぶと想定されると指摘されています。一方で、事業者は配慮事項にすら加えておらず、問題認識が大きく乖離していることがうかがえます。事業者が大丈夫というのをそのまま信じてよいものでしょうか。審議会の議事録を見ましても委員の方々から厳しい指摘が目立ちます。自然環境に対する価値観が低い業者のように感じてしまう。自然度の高い保安林に対する配慮がほとんど欠けているのではないかと思う。専門家をどうやって選んだのかがすごく疑問。アセスの業者はどうやって選択されるのか。初めて北海道でアセ

スをやりますという業者だったら、とてもではないけれども、信用できない。そもそも信頼関係の第一歩となる図書（配慮書）の誤字、脱字等の間違いが物すごく多い。ちなみに、赤井川村の村名も何か所か間違っただけで掲載されておりました。こうした発言を踏まえると、事業者からの説明をそのままのみにすることには慎重にならざるを得ないと感じます。

3点目の質問です。地元住民の懸念、不安が払拭されず、理解が得られない場合、または環境等への影響が大きいと判断した場合、村長としてどのような行動が必要だとお考えか伺います。関西電力が同時に計画を進めていた蔵王連峰での事業は、地元自治体や住民から反対の声が上がり、7月に計画が撤回されました。また、伊達市と千歳市で計画していた事業についても環境への配慮と事業性の両立が難しいと断念されています。今回の事業では、小樽市の迫市長が住民等の理解が得られているとは言い難い状況にある場合、環境保全や眺望景観上への影響が大きいと判断した場合に本事業計画を進めることについては是認できない可能性があり得ると意見書に明記されています。事業に伴う国有林の貸付けや保安林の解除申請にも地元自治体の同意を示す書類が必要であることから、しかるべきタイミングで首長として事業に対する是非を明らかに示すことが大切ではないかと考えます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長の答弁を求めます。

村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員からの風力発電事業に関する質問にお答えいたします。

1点目の住民理解の判断と地元住民の範囲についてですが、住民理解の判断は今後開催されるであろう事業者の地元説明会での質疑の状況と議会議員の皆さんとの議論を通じ判断することになると考えております。なお、さきの定例会においても発言させていただきましたが、現時点においては計画の賛否を問う住民アンケート調査を実施する考えはありません。次に、地元住民の範囲ですが、風力発電事業計画は広範囲にわたるものの、地元住民は主に赤井川村に住居を構え、日常生活を送っている方という考えで意見書を提出させていただきました。

2点目の事業者が示す予測や評価に対して、その客観性、妥当性をどのように担保するかという点ですが、既に議員もご承知のとおり、法に基づく環境影響評価の手続には学識経験者で構成される北海道環境影響評価審議会にて各分野それぞれの専門的視点から審議がされており、私や担当職員も審議会を傍聴させていただきましたが、環境影響評価の手法、調査、予測、評価に対する審議は十分に信頼性と客観性を有するものだと判断しております。

3点目の地元住民の理解が得られない場合、または環境等への影響が大きいと判断した場合への対応ですが、関西電力が進める環境影響評価配慮書に対する環境大臣からの経済産業大臣に対する意見として、想定区域及びその周辺は自然環境保全上、より慎重な配慮が求められる地域であるが、想定区域の全域が水源涵養保安林となっているほか、想定区域の広い範囲に植生自然度が高い植生の分布情報があり、事業の位置の選定に当たってはこれ

らの要素を十分に考慮されていない懸念があると示され、北海道環境影響評価審議会においても事業実施想定区域及びその周辺の現況及び各環境要素の重要性について改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うことが配慮書知事意見の答申文(案)たたき台として公表されているところです。これらを勘案すると、事業計画に対する国、道、関係する小樽市、村の意見を踏まえた事業者の計画に対するスタンスを注視するとともに、これから進められる法定手続を通じて地元住民への説明会の実施状況、住民生活や自然環境へ与える影響、周辺エリアにおける複数の事業計画に対する適正な累積的影響の予測と評価がなされるかなど様々な要因を複合的に見極めつつ、今まで以上に北海道や小樽市とも十分連携を図る行動が重要であると考えております。

以上で答弁に代えさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの村長の答弁に対し再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 再質問いたします。

まず、1点目の住民理解についてですが、地元説明会での質疑の状況と議会議員の皆さんとの議論を通じ判断するというのは、それは当然のことであろうかと思いますが、その上で村長としての判断基準が具体的に示されていませんでしたので、その点についてお聞きいたします。

あと、2点目についてです。2点目、質問は事業者が示す予測や評価に対する客観性、妥当性ということだったのですが、答弁の内容は審議会での審議が十分に信頼性、客観性を有するものだ判断しておりますということですので、ちょっと答弁ずれているかなと思いました。事業者が示すものに対することをお聞きしていますので、もう一度答弁お願いいたします。

次に、3点目です。最後の部分、要因を複合的に見極めつつ、今まで以上に北海道や小樽市とも十分連携を図る行動が重要であるとお答えでしたが、村長としてどうするのかということの答えになっていないのかなと。連携を図るのは当然重要でしょうけれども、質問の中で触れました蔵王の例を見ても、例えば県や地元自治体がきちんと反対の表明をすることがやはり事業計画撤回や中止につながる大きな要因となる大きな意味を持つものになるかと思えます。そういう考えで質問いたしました。村長として反対をきちんと表明していただけののか、その辺もう一度答弁お願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 1、2、3点目、トータル的な内容の僕の要するに判断基準的なご質問なので、トータルしてお答えしますが、まず1点目絡みでいきますと、判断基準というのは質問にもありました村の意見書を提出しておりますので、それに対する事業者の事業の進め方、計画、またその意見に対する対応というものを見極めて判断していくのが僕の判断基準になっていくかなと。ただ、その判断基準の根拠というのが質問と答えがちぐはぐというふうに取り残されてしまったのですけれども、私自身、我々も含めて専門的知識が十

分あるなんていうことは到底考えられないので、その分については審議会の専門家の先生方が出す答えというのが、それが妥当性があるものなのかどうなのかというものはやっぱりきちんと見極めながら私としては判断していきたい。それが判断基準の根拠になっていくという意味で審議会の部分は信用できるに値するというような答え方をさせていただきました。私も今言ったように、私個人的な知識とかだけでは到底判断できないので、どうしようかなというふうに考えたところにこの審議会、傍聴できるということがあったものですから、担当職員も含めて傍聴させてもらって、それぞれの専門的な先生方がどういう意見を持っているのかというのを直接聞かせていただいて、率直な意見申しますと、ここに書きましたが、本当に我々が持っている知識よりもっと突っ込んだ格好の中で、公表されている議事録よりもっと突っ込んだ格好の中でかなり先生方は疑念を持ちながら質問しているというようなことを感じましたので、私は審議会の先生方の議論の中身というのは十分判断していく根拠になるかなというふうに考えていますので、私はそこを根拠に判断をしていきたいというふうに考えてございます。3点目も含めてそういった部分で考えていきたいなというふうに考えております。いずれにしましても、今後も小樽市とも意見交換を図りながら、この事業の最終的判断をしていかざるを得ないと考えております。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 再々質問いたします。

審議会の委員さんの意見を根拠にということで、村長おっしゃったように審議会の中ではかなり厳しい意見が目立ちました。それを受けた配慮書に関する知事意見としても、今後位置や規模等の熟度を高めたとしても重大な影響を回避することが困難となることが懸念され、環境保全の見地からより慎重な検討が必要と書かれております。想定区域の中でどれだけ配慮しても、ほとんど全てが保安林、また水源涵養林ということで、やはり影響を回避できないような事業の内容というのが読み取れるところです。その上で、繰り返しになりますが、村長におかれましては審議会の委員さんの意見というものを重々吟味した上で村長としての判断をしていただきたいと感じております。その上で住民の懸念や不安ということ、地元説明会の中で例えば住民の方からの意見、不安や懸念の声が上がったときに、それをどのように取り扱うと言ったら言葉悪いかもしれませんが、住民の不安については今ご説明の中で触れられなかったので、その辺が村長の判断にどのように影響するのかについてお聞きしたいというのが1点と、今後北海道や小樽市とも十分連携を図ってというお話でしたけれども、やはり先ほど質問の中で申し上げましたように段階が進むにつれ、どんどん後戻りができない状況になるのは確実なのではないかなと懸念しております。村長といたしましては、どの段階までには是非というものをきちんと判断したいとお考えか、以上2点について質問いたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 住民の意見という部分に関しては、それぞれ今懸念されていること、意見というのはそこに書いていますので、それ以上の、私どもが想定した以上の、意見書に

書いた以上のことが住民の懸念として出てきて、その意見に妥当性があるのであれば、それは事業者のほうに、私どもからも改めて個別にでも協議をしていきたいというふうに考えてございますので、住民の意見というのはそういったところで反映していけるのかなというふうに考えてございます。

それと、どの時点で判断するのかという部分については、意見書に書かれたことがきちんと答えとして返ってきて、先ほど言ったように審議会の先生方の意見を踏まえて事業者側が出した答えが妥当性があるのかどうなのか、本当に信頼できるものなのかというものを判断した時点でそれぞれ、うちだけで判断するというよりはやはり道だとか隣の小樽市さんなんかとも意見交換をしながら最終的に判断をしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時20分散会）